

測定項目及び測定方法（公共用水域）  
水質

項目	水 質		報告下限値	
	河 川 ・ 湖 沼	海域		
一般項目	気 温 (°C)	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の7に定める方法	同左	-
	水 温 (°C)	規格K0102 の7に定める方法	同左	-
	外 観	規格K0102 の8に定める方法	同左	-
	水 色		ハーモニックカラーチャートによる方法	-
	臭 気	規格K0102 の10.1に定める方法	同左	-
	透 視 度 (cm)	規格K0102 の9に定める方法		-
生活環境項目	透明度		海洋観測指針による方法	-
	水素イオン濃度 (pH)	規格K0102 の12.1に定める方法	同左	-
	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	規格K0102 の32に定める方法	同左	0.5
	生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	規格K0102 の21に定める方法		0.5
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	規格K0102 の17に定める方法	同左	0.5
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号（以下「告示」という。）付表9に掲げる方法		1
	大腸菌数 (CFU/100mL)	告示付表10に掲げる方法		1
	n-ヘキサン抽出物含有量 (mg/L)	告示付表14に掲げる方法	同左	0.5
	全 窒 素 (mg/L)	規格K0102 の45.2、45.3、45.4 又は45.6（規格K0102 の45 の備考3を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	規格K0102 の45.4 又は45.6（規格K0102 の45 の備考3を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	0.05
	全 り ん (mg/L)	規格K0102 の46.3（規格K0102 の46 の備考9を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	同左	0.003
全 亜 鉛 (mg/L)	規格K0102 の53に定める方法	同左	0.001	
ノニルフェノール (mg/L)	告示付表11に掲げる方法	同左	0.00006	
直鎖アロキベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)	告示付表12に掲げる方法	同左	0.0006	
健康項目	カドミウム (mg/L)	規格K0102 の55.2、55.3又は55.4に定める方法	同左	0.0005
	全シアン (mg/L)	規格K0102 の38.1.2（規格K0102 の38 の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2 に定める方法、規格K0102 の38.1.2 及び38.3 に定める方法、規格K0102 の38.1.2 及び38.5 に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	同左	0.1
	鉛 (mg/L)	規格K0102 の54に定める方法	同左	0.005
	六価クロム (mg/L)	規格K0102 の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格K0102 65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65. の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。	同左	0.01
	砒 素 (mg/L)	規格K0102 の61.2、61.3又は61.4に定める方法	同左	0.005
	総 水 銀 (mg/L)	告示付表2に掲げる方法	同左	0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	告示付表3に掲げる方法		0.0005
	P C B (mg/L)	告示付表4に掲げる方法	同左	0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0002
健康項目	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2又は5.3.1に定める方法	同左	0.0002
	チウラム (mg/L)	告示付表5に掲げる方法	同左	0.0006
	シマジン (CAT) (mg/L)	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.0003
健康項目	チオベンカルブ (mg/L)	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.002
	ベンゼン (mg/L)	規格K0125 の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.001
	セ レ ン (mg/L)	規格K0102 の67.2、67.3又は67.4に定める方法	同左	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の43.1に定める方法		0.02
	ふ っ 素 (mg/L)	規格K0102 の34.1（規格K0102 の34 の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102 の34.1.1c)（注(2)第三文及び規格K0102 の34 の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法		0.08
	ほ う 素 (mg/L)	規格K0102 の47.1、47.3又は47.4に定める方法		0.02
健康項目	1,4-ジオキサソ (mg/L)	告示付表8に掲げる方法	同左	0.005

項目	水質		報告下限値	
	河川・湖沼	海域		
監視項目	フェノール (mg/L)	平成15年11月5日付け環境省通知環水企発第031105001号 (以下「十五通知」という。) 付表1に掲げる方法	0.001	
	ホルムアルデヒド (mg/L)	十五通知付表2に掲げる方法	0.003	
	クロロホルム (mg/L)	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004	
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.006	
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.02	
	イソキサチオン (mg/L)	平成5年4月28日付け環境庁通知環水規第121号 (以下「五通知」という。) 付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	
	ダイアジノン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	
	フェニトロチオン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	
	イソプロチオラン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	
	オキシ銅 (mg/L)	五通知付表2に掲げる方法	0.004	
	クロタロニル (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005	
	プロピザミド (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	
	E P N (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0006	
	ジクロロボス (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	
	フェノブカルブ (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003	
	イプロベンホス (IBP) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	
	クロニトロフェン (CNP) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0001	
	トルエン (mg/L)	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.06	
	キシレン (mg/L)	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)	五通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	
	ニッケル (mg/L)	規格K0102 の59.3に定める方法又は五通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.001	
	モリブデン (mg/L)	規格K0102 の68.2に定める方法又は五通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.007	
	アンチモン (mg/L)	平成16年3月31日付け環境省通知環水企発第040331003号 (以下「十六通知」という。) 付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	十六通知付表1に掲げる方法	0.0002	
	エピクロロヒドリン (mg/L)	十六通知付表2に掲げる方法	0.00004	
	全マンガン (mg/L)	規格K0102 の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	0.02	
	ウラン (mg/L)	十六通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.0002
	4-t-オクチルフェノール (mg/L)	平成25年3月27日付け環境省通知環水大発第1303272号 (以下「二十五通知」という。) 付表1に掲げる方法	同左	0.00004
	アニリン (mg/L)	二十五通知付表2に掲げる方法	同左	0.002
2,4-ジクロロフェノール (mg/L)	二十五通知付表3に掲げる方法	同左	0.0003	
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 注 (mg/L)	令和2年5月28日付け環境省通知環水大発第2005281号及び環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	同左	0.000004	
特殊項目	フェノール類 (mg/L)	規格K0102 の28.1 (規格K0102 の28の備考2及び備考3並びに規格K0102 の28.1.3のただし書以降を除く。) に定める方法	同左	0.01
	銅 (mg/L)	規格K0102 の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	同左	0.01
	鉄 (溶解性) (mg/L)	規格K0102 の57.2、57.3又は57.4に定める方法	同左	0.01
	マンガン (溶解性) (mg/L)	規格K0102 の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	同左	0.01
	クロム (mg/L)	規格K0102 の65.1に定める方法	同左	0.01
その他の項目	アンモニア性窒素 (mg/L)	規格K0102 の42に定める方法	同左	0.01
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	規格K0102 の43.1に定める方法	同左	0.01
	硝酸性窒素 (mg/L)	規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	同左	0.01
	有機性窒素 (mg/L)	規格K0102 の44に定める方法	同左	0.01
	懸濁態窒素 (mg/L)		Dumas法、日本化学会編「実験化学講座」1に掲げる方法	0.05
	オルトリン酸態りん (mg/L)	規格K0102 の46.1に定める方法	同左	0.003
	電気伝導率 (mS/m)	規格K0102 の13に定める方法	同左	-
	塩化物イオン (mg/L)	規格K0102 の35.1に定める方法又は上水試験方法に定める方法	同左	1
	塩分		海洋観測指針による方法 (サリノメーター)	-
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	規格K0102 の30.1に定める方法	同左	0.01
非イオン界面活性剤 (mg/L)	規格K0102 の30.2に定める方法又は上水試験方法に定める方法	同左	0.01	
項目		上水試験方法に定める方法	同左	2.0
	クロロフィル a (mg/m <sup>3</sup> )		海洋観測指針による方法 (抽出蛍光法)	0.1
	フェオ色素 (mg/m <sup>3</sup> )	上水試験方法に定める方法 (ローレンツェン法)	同左	2.0
			海洋観測指針による方法 (抽出蛍光法)	0.1
	トリハロメタン生成能 (mg/L)		同左	-
(クロロホルム生成能)	平成7年6月16日付け環境庁告示第30号別表に掲げる方法 (特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく環境大臣が定める検定方法)	同左	0.001	
(ブromoジクロロメタン生成能)		同左	0.001	
(ジブromoクロロメタン生成能)		同左	0.001	
(ブromoホルム生成能)		同左	0.001	

注 PFOS及びPFOAの合算値に加え、PFOS、PFOS (直鎖体)、PFOA、PFOA (直鎖体) それぞれの濃度についても報告している。  
(PFOS、PFOAの報告下限値 各0.00002mg/L、PFOS (直鎖体)、PFOA (直鎖体) の報告下限値 各0.00001mg/L)

底質

項目		底質	報告下限値	
一般項目	気温 (°C)	規格K0102 の7に定める方法	-	
	泥温 (°C)	規格K0102 の7に定める方法	-	
	臭気	規格K0102 の10に定める方法	-	
	強熱減量 (%)	環境省水・大気環境局底質調査方法（平成24年8月8日付け環水大発第120725002号、以下「底質調査方法」という。）II 4.2に掲げる方法	-	
	含水率 (%)	底質調査方法II 4.1に掲げる方法(乾燥減量(含水率))	-	
	酸化還元電位 (mV)	底質調査方法II 4.5に掲げる方法	-	
	粒度分布	2mm、63μmメッシュのふるいによる方法		
	礫(2mmメッシュ以上) (%)		0.1	
	砂質(63μmメッシュ以上) (%)		0.1	
	泥質 (%)		0.1	
	水素イオン濃度 (pH)	底質調査方法II 4.4に掲げる方法	-	
	CODsed (mg/g)	底質調査方法II 4.7に掲げる方法	0.1	
	全硫化物 (mg/g)	底質調査方法II 4.6に掲げる方法	0.03	
	ヨウ素消費量 (mg/g)	下水試験法（昭和37年 下水の水質の検定方法等に関する省令（H17改正））に定める方法	0.05	
	健康項目	カドミウム (mg/kg)	底質調査方法II 5.1に掲げる方法	0.05
		全シアン (mg/kg)	底質調査方法II 4.11に掲げる方法	0.5
鉛 (mg/kg)		底質調査方法II 5.2に掲げる方法	0.4	
砒素 (mg/kg)		底質調査方法II 5.9に掲げる方法	0.5	
総水銀 (mg/kg)		底質調査方法II 5.14.1に掲げる方法	0.01	
アルキル水銀 (mg/kg)		底質調査方法II 5.14.2に掲げる方法	0.01	
P C B (mg/kg)		底質調査方法II 6.4に掲げる方法	0.01	
特殊項目	フェノール類 (mg/kg)	規格K0102 の28.1に定める方法	0.1	
	銅 (mg/kg)	底質調査方法II 5.3に掲げる方法	0.05	
	亜鉛 (mg/kg)	底質調査方法II 5.4に掲げる方法	0.05	
	総クロム (mg/kg)	底質調査方法II 5.12.2に掲げる方法	1	
	全窒素 (mg/kg)	底質調査方法II 4.8.1に掲げる方法は又はII 4.10備考1に定める方法	5	
全りん (mg/kg)	底質調査方法II 4.9.1に掲げる方法	25		